

仕 様 書

1 対象業務

令和 6 年度清田区総合庁舎駐車場除雪業務

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

清田区総合庁舎駐車場（作業範囲は別紙図面のとおり）

(2) 所在地

札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目 2 - 1

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

(1) 構内新雪除雪工（5,600 m²）

除雪作業にはタイヤショベル（1.4～2.0 m³）を使用し、原則として積雪量が概ね 10cm 以上の場合若しくは翌朝までに概ね 10cm 以上の積雪が見込まれる場合に実施すること。なお、この作業は平日・休日問わず、委託者の指示なくして実施することとする。

また、作業は原則夜間・早朝の庁舎開庁時間外に実施することとし、午前 7 時 30 分までに作業を完了すること。ただし、委託者が特に認めた場合には、当該時間帯以外であっても除雪作業を行うこととする。

雪の堆積に当たっては、委託者指定の場所に対して、その後の除雪作業に支障をきたさぬよう、堆積場所の奥から順番に積上げていくこと（別紙図面をよく確認し、実施すること）。

とくに、身障者用駐車場周辺（第 1 駐車場及び第 2 駐車場）については、歩道と駐車場の間に可能な限り雪が残らないよう、配慮すること。

また、庁舎裏手の車庫前や駐車場入り口など車両の出入りが多い部分については、積雪による段差解消など、車両の走行に支障がでないよう、除雪作業を行うこと。

身障者用駐車場及び車庫の位置については、別紙図面を参照すること。

(2) 構内路面整正工（5,600 m²）

圧雪状態や不陸の兆候が見られ、車両通行に支障が発生する恐れがあり、下記に該当する場合に実施すること。

ア 新雪除雪作業実施後に、大量の降雪があり、路面の圧雪が厚くなった場合。

イ 除雪基準に達しない降雪が日々断続的に続き、路面の圧雪が厚くなった場合。

- ウ 昼夜の気温差が大きく、圧雪の凍結、融解が繰り返され、車両の走行に支障がある場合。
- エ 降雨や急激な気温上昇により圧雪部がザクザク状態で車両の走行に支障がある場合。
- オ その他、委託者が必要と認め、指示する場合。

(3) 予定数量

- ア 構内新雪除雪工：約 19.4 日・約 42 時間
- イ 構内路面整正工：約 2.3 日・約 4.3 時間

※数量については、過去の実績等から想定したおおよその回数であり、その数量を確約するものではありませんので、入札書の記載金額の算出にあたっては、十分ご留意願います。

(4) 開庁日における作業後の対応について

区役所開庁日に作業を行ったのち、委託者が目視で除雪状況を確認した際に、確認事項や改善すべき点が生じた場合は、当日の 9:00 までに受託者へ連絡し、状況によっては、再度区役所へ来庁及び除雪作業を求めることがある。その際、本業務の実施責任者は当日の作業員に状況確認のうえ、委託者へ報告等の対応をできる体制を整えておくこと。

なお、ここでいう区役所開庁日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く毎日をさす。

5 提出書類等

(1) 業務実施責任者の選定について

受託者は本業務を指揮監督するため、業務の実施責任者を定め、受託後すみやかに委託者へ報告すること。

(2) 委託者との打ち合わせについて

本業務の受託後すみやかに、委託者は受託者との打ち合わせの場を設けるため、受託者は真摯に対応すること。なお、この打ち合わせでは、本業務の作業方法や作業体制の確認、作業現場の確認を主目的とし、区役所内で開催することとする。また、打ち合わせは受託後の 1 回を想定しているが、委託者が追加での打ち合わせ開催を必要とした場合は、日程調整等に協力し、真摯に対応すること。

(3) 除雪業務報告書

受託者は、作業の終了した翌開庁日までに、実施した作業状況を記載した除雪業務報告書（様式 1）を委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

(4) 実績報告書及び完了届

受託者は、実施した除雪・路面整正作業について、月ごとの作業時間の実績を集計した実績報告書（様式任意）を完了届（様式 2）と合わせて委託者に提出すること。

6 特記事項

- (1) 本仕様書で示している数量、面積、図面等と現状とが異なる場合、現状を優先するものとする。
- (2) 作業の実施にあたっては、従業員、車両、通行者等の事故防止に十分注意すると共に、作業中に発生した事故については、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 作業の実施にあたって、舗装面、壁面、境界杭等の施設内工作物を破損した場合は、受託者により現状に復旧し、速やかに委託者へ報告すること。
- (4) 指定の堆積場所の堆積許容量を超える見込がある場合は、速やかに委託者へ報告すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者双方で協議のうえ実施すること。

7 環境負荷低減に関する事項

本業務においては、本市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努める。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。
- (2) ゴミ減量及びリサイクルに努める。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努める。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がける。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。
- (6) 再生資源の利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努める。

